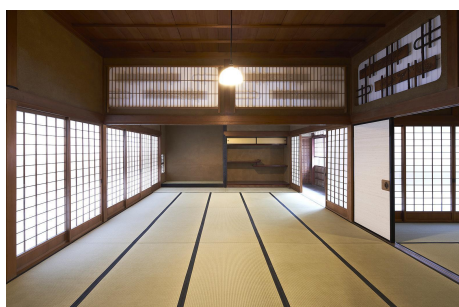
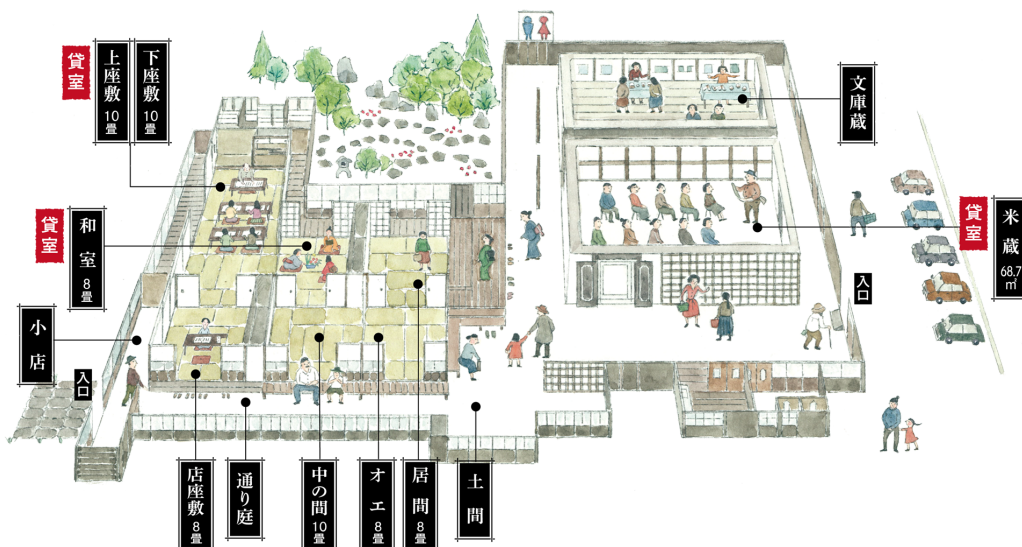


秋田県指定有形文化財 旧松倉家住宅 貸室のご利用ガイド

1 貸室の概要



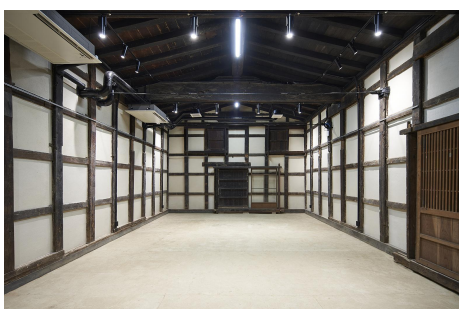
●上座敷・下座敷
各10畳。各種講座やサークル、ワークショップなどにご利用いただけます。両座敷通しでも利用できます。

●利用料金(1時間につき)
上座敷 220円
下座敷 220円



●和室
8畳。
主屋の中心に位置し、上・下座敷にもつながっています。小規模の打ち合わせなどにどうぞ。

●利用料金(1時間につき)
110円



●米蔵
68.7㎡。
時代を感じる空間で、芸術公演や講演会はいかがですか。ダンスの練習、パネル展などにも。

●利用料金(1時間につき)
440円

●上記の施設および文庫蔵以外の施設を専用して利用する場合の利用料金は、1㎡1時間につき5円です。ご利用を希望する場合は、お気軽にお問い合わせください。

2 貸室の利用時間について

- ご利用予約可能時間 **9:00～21:00**（予約がない場合は16:30で閉館します）

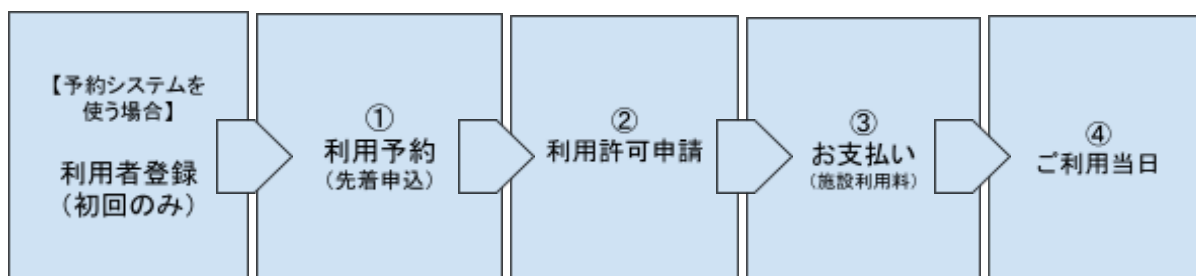
- ・休館日：火曜日（休日の場合は翌日）、12月29日～1月3日。その他必要に応じ臨時休館することがあります。
- ・各施設は、1時間単位での利用が可能です（有料）。利用時間には、準備・撤去を含み、予め許可した時間を超える利用はできません。利用時間が1時間に満たない場合は当該利用時間を1時間とし、利用時間に1時間に満たない端数がある場合は当該端数を1時間に切り上げます。
- ・利用許可申請の受付と利用料金の収受は16:00まで（16:30以降に施設を利用する場合を除く）とします。

3 利用料金について

- 施設利用料金および附属設備利用料金は、別紙（利用料金表）をご参照ください。
- 以下に該当する事業は、「営利目的事業」と見なし、施設利用料金が2倍となります。
 - ・参加者から入場料、会費、負担金費等を徴収する活動
 - ・商品の宣伝や展示即売など物品販売を目的とした活動
 - ・その他、営利を目的として利用する場合の活動
- 利用者の申請に基づき、利用料金を減免することができる事業は次のとおりとします。
 - ・市内の保育所や幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、短期大学、大学、高等専門学校、各種専門学校等が主催する事業
 - ・その他指定管理者が特別の事情があると認める事業
- 指定管理者が収受した利用料金は、原則として還付しません。ただし、次の場合については未利用分を全額還付いたします。
 - ・自然災害等不可抗力により施設を貸し出すことができなくなった場合
 - ・管理上の事情で施設を貸し出すことができなくなった場合

4 ご利用の流れ

- ご利用手順



【予約システムを使う場合】「秋田市公共施設案内・予約システム」の利用者登録(初回のみ)

- ・利用予約を初めて行う際には「秋田市公共施設案内・予約システム」の利用者登録をしておく、インターネットでの申請が可能になります。
 - ・「利用者登録」は、窓口(管理室)に直接お越しいただき、所定の「予約システム利用者登録申請書」に必要事項をご記入いただくか、「秋田市公共施設案内・予約システム」の申請書ダウンロードページから書式をダウンロードしてご記入いただいたものをご持参ください。手続完了後、「利用者登録カード」を郵送いたします(申請受領後、おおむね2週間以内に発送します)
 - ・なお、登録の際、本人であることが確認できる書類(運転免許証、健康保険証など)をご持参ください。また、団体の場合は団体規約など活動内容がわかる書類をあわせてご持参ください。
-

①利用予約(先着申込)

- ・旧松倉家住宅の上座敷・下座敷・和室・米蔵の利用予約にあたっては、「秋田市公共施設案内・予約システム」でのお申込み、または、所定の「利用予約申し込み書」を窓口(管理室)、メール、またはFAXで提出してください。
 - ・利用予約の受付期間は、利用しようとする日の6カ月前から2日前までとします。
 - ・大きな音が出る可能性がある場合や、電力を使う機材を自ら持ち込む場合は、事前に窓口でご相談ください。
 - ・未成年者(18歳以下)が利用予約をしようとする場合は、保護者の同意書が必要になります。事前に窓口でご相談ください。
-

②利用許可申請

- ・旧松倉家住宅の上座敷・下座敷・和室・米蔵の利用予約を確定するにあたっては、「利用許可申請書」「附属設備 利用許可申請書」を窓口(管理室)、メール、またはFAXで提出してください。申請内容を審査後、「利用許可書」を発行いたします。ご利用当日にご提示いただくので、大切に保管してください。②の利用予約だけでは利用できることが確定していませんので、ご注意ください。
 - ・利用許可申請の受付期間は、利用しようとする日の6カ月前から前日までとします。また、連続利用日数の上限は、月末までとし、それ以上の場合は月毎の更新となります。ただし、受付期間および連続利用日数の上限について、指定管理者が特別に認めた場合はこの限りではありません。
-

③お支払い(施設利用料)

- ・②の「利用許可書」と一緒にお渡しする「請求書(兼)領収書」の発行日から原則2週間以内に利用料金を納付してください。事前にお申し出なく、期日までにお支払いがない場合は、利用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。
- ・指定管理者の許可を得て自ら機材を持ち込む場合、その電力消費量の実費相当額は以下の方法で算出し、利用終了後に請求します。
「持込み機材の消費電力×1キロワットあたりの電気料×利用時間」(ただし、1円未満の場合徴収しない。)

〈お支払い方法〉

- 窓口(管理室)でのお支払い(現金・クレジットカード・電子マネー)
 - ※電子マネーは一部ご利用いただけないものもございます。
-

④ご利用当日

- ・ご利用開始の際は、窓口(管理室)にお越しいただき「許可書」のご提示をお願いします。
 - ・事前にご申請いただいた設備はご利用いただく場所に準備いたします。操作方法がわからない場合はスタッフがご説明いたしますのでお声がけください。
 - ・施設内で利用する文具類はご持参願います。
 - ・ご利用終了後、施設・設備の原状復帰をお願いいたします。破損、汚損した場合は必ずスタッフにご報告ください。ゴミはお持ち帰りください。
 - ・退館の際は、窓口(管理室)までご連絡ください。スタッフが施設内を確認いたします。
-

5 利用許可申請内容の変更、中止について

●利用許可申請内容を変更または中止する場合は、速やかにご連絡をお願いいたします。なお、変更などに伴う支払い済みの利用料金の返金はいたしかねますのでご注意ください。

- ・利用そのものを取りやめる場合 → 電話、メール、FAXで連絡
- ・利用する日時や日数、利用施設を変更する場合 → 「利用許可申請書」を再度提出、審査

6 注意事項

(利用の制限・停止または利用許可の取り消し)

次の事項に該当する場合は、利用を許可した後であっても、利用を制限もしくは停止又は利用の許可を取り消す場合があります。

- ・利用者が泥酔状態にあると認められるとき
- ・他の利用者に不都合が生じるおそれがあると認められるとき
- ・その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む)が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うこともしくは、そのような行為を助長するおそれがある団体およびその関係者等が、主催、共催、後援または協賛をする行事に利用するとき。また、これらの団体に利益になると認められるとき
- ・指定管理者(警備員等の係員も含む)の指示に従わないとき
- ・施設または設備を損傷するおそれがあると認められるとき
- ・施設の利用にあたって、本規約に定める事項を遵守しないとき
- ・利用料金を期日までに納付せず、督促、催告にも応じないとき
- ・施設予約の内容に虚偽があったとき
- ・利用の許可条件に違反したとき
- ・不正な行為により利用の許可を受けたとき
- ・許可を受けた利用目的・内容と異なる目的・内容で利用するとき
- ・利用許可を受けた場所以外で、作業または催事を行うとき
- ・施設利用に関し特別な許可又は手続きが必要な場合、それを怠ったとき
- ・管理上の事情で施設を貸し出すことができなくなったとき
- ・災害その他不可抗力によって、施設の利用ができないとき

(文化財としての留意事項)

旧松倉家住宅の利用にあたっては、次の事項にご留意ください。

- ・旧松倉家住宅は秋田県指定有形文化財です。文化財は後世に残す貴重なものであるため、ご利用に

あたっては細心の注意を払い、破損や汚損がないよう十分にご注意ください。

- ・歴史的建造物という性格上、バリアフリーとして整備していない箇所があります。ご利用にあたっては、足元等に十分にご注意ください。
- ・冷暖房設備はあるものの、歴史的建造物という性格上、気密性が高くありません。夏期、冬期間等は、快適な室温でご利用いただけない場合があります。
- ・原則として裸火の使用はできません。

(禁止事項)

旧松倉家住宅では次の行為を禁止します。

- ・敷地内での喫煙
- ・発火性または引火性の品物などの危険物の持ち込み
- ・施設内への動物(身体障害者補助犬法に定める身体障害者補助犬は除く)の持ち込み
- ・その他、公の秩序や善良の風俗を害する恐れのある行為

(利用者の遵守事項)

利用者は、次の事項を遵守してください。

- ・指定管理者の求めに応じて、管理上必要な利用に関する情報を提供してください。
- ・施設および附属設備の利用後、原状に回復して指定管理者の確認を受けてください。
- ・施設および附属設備の損傷・滅失があった場合、速やかに指定管理に報告してください。
- ・旧松倉家住宅の利用に際し、法令等に定められた関係官庁・機関への届出もしくは許可申請が必要な場合は、自らの責任と負担で行ってください。

(賠償および免責)

- ・施設および附属設備の利用において、利用者又はその関係者や来場者が原因者となって損傷・滅失などの損害が発生した場合は、利用者にその損害賠償を求める場合があります。
- ・利用者が持ち込んだ機材、荷物等は自らが責任を持って管理することとし、その盗難、又は紛失について、指定管理者は一切の責任を負いません。
- ・敷地内での盗難、破損等のトラブルについても、指定管理者は一切責任を負いません。

7 駐車場について

●駐車場台数 13台 (うち障がい者等用駐車区画2台)

- ・搬入出の際に車を敷地内に駐停車される場合は、事前に許可が必要となりますので、日時・台数を事前にお知らせください。当日許可証をお渡ししますので、ダッシュボードの上に設置してください。
- ・大型バスをご利用の団体様は、事前にお申し出ください。
- ・イベント実施の際は、駐車場が足りなくなる場合が予想されます。その場合は、公共交通機関のご利用にご協力ください(秋田中央交通バス路線「新屋線」最寄りバス停「旭南三丁目」)。または、近隣の有料駐車場をご利用ください。イベント参加者等にもその旨をご案内くださいますようお願いいたします。

2023年3月作成

秋田県指定有形文化財
旧松倉家住宅

〒010-0925

秋田県秋田市旭南二丁目7番29号

TEL.018-811-4003

FAX.018-807-5414

利用案内(観覧無料)

開館時間 午前9時～午後4時30分(貸室利用は午後9時まで)

休館日 火曜日(休日の場合は翌日)、12月29日～1月3日

【指定管理者】株式会社 秋田東北ダイケン 【設置者】秋田市